

技能試験提供者各位

公益財団法人日本適合性認定協会  
技術部

## ISO/IEC 17043:2023 発行に伴う技能試験提供者認定の移行について

ISO/IEC 17043:2023 が、2023 年 5 月 8 日に発行されたことに伴い、ILAC の決議に基づき ISO/IEC 17043:2010 に基づく技能試験提供者の認定を、ISO/IEC 17043:2023 に基づく認定に移行します。ISO/IEC 17043:2023 への移行に関する方針は下記の通りです。

### 記

#### 1. 適用範囲

公益財団法人 日本適合性認定協会（以下、「本協会」という）から技能試験提供者に関する認定を受けている機関に対して、ISO/IEC 17043:2010（以下、「旧基準」という）に基づく認定から、ISO/IEC 17043:2023（以下、「新基準」という）に基づく認定に移行するために行う審査（以下、「移行審査」という）に適用する。

#### 2. 移行の手順

##### 2.1 移行期限

移行期限は、2026 年 5 月 31 日とする。

旧基準に基づく認定からの継続性を確保するために、2026 年 5 月 31 日までに新基準に基づく認定の決定を受ける。2026 年 6 月 1 日以降は、旧基準に基づく技能試験提供者の認定は無効となる。

##### 2.2 移行審査の開始

新基準を用いた移行審査は 2024 年 4 月 1 日より開始する。

新基準への移行は現地審査により確認する。

#### 3. 新規に認定を取得する技能試験提供者

##### 3.1 新基準により認定申請を行う場合

新基準による認定申請の受付は 2024 年 1 月 1 日より開始する。

新基準を用いた現地審査（第一段階審査）は 2024 年 4 月 1 日より開始する。

### 3.2 旧基準により認定申請を行う場合

旧基準による認定申請の受付けは2024年7月31日までとする。

2024年7月31日迄に申請し且つ同年12月31日迄に現地審査（第二段階審査）を実施できる場合は、初回審査を旧基準で行うこともできるが、その場合遅くとも2025年12月31日までに移行審査を受けなければならない。

## 4. 既に認定を取得している技能試験提供者

### 4.1 新基準により拡大申請を行う場合

新基準による拡大申請の受付けは2024年1月1日より開始する。

新基準を用いた現地審査は2024年4月1日より開始する。

### 4.2 旧基準により拡大申請を行う場合

旧基準による拡大申請の受付けは2024年7月31日までとする。

2024年7月31日迄に申請し且つ同年12月31日迄に現地審査（第二段階審査）を実施できる場合は、拡大審査を旧基準で行うこともできるが、その場合遅くとも2025年12月31日までに移行審査を受けなければならない。

### 4.3 移行審査は以下のいずれかにより実施する。

#### a) サーベイランス又は再審査による移行確認

移行審査は原則として、2024年4月1日～2025年12月31日までに現地審査（第二段階審査）を行うサーベイランス又は再審査において実施する。

#### b) 臨時審査又は拡大審査による移行確認

前項の適用が困難な場合、前項で示した期間内に実施する臨時審査として、又は拡大審査に含めて、移行審査を実施することができる。

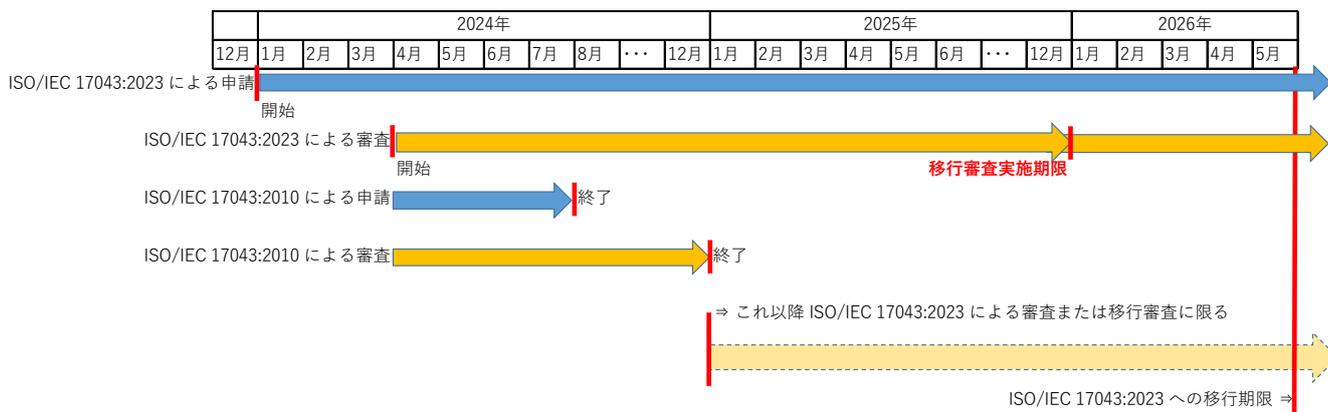


図 1 : ISO/IEC 17043 : 2023 への移行スケジュール

表 1 : 移行審査における事前提出書類の概要

提出書類		初回 審査	再審査	拡大 審査	サーベイ ランス	臨時 審査
1)	認定申請書〔和文・英文〕(JAB RFZ01 REV.2)	○	○	○	○	○
2)	認定申請書添付書類リスト(技能試験提供者用(JAB RFZ03 REV.6)に記載の書類)	○	○	○		
3)	定期サーベイランス用提出書類一覧(技能試験提供者用)[JAB RFZ27 REV.3]に記載の書類〔認定申請書チェックリスト(ISO/IEC 17043:2023 JAB 仮訳)(JAB RFZ35 REV.2)を含む〕				○	

以上